

第6回定時代議員総会 神奈川大会・箱根にて開催

新しい試み—懇談会も開催

全国青年税理士連盟の第六回定時代議員総会・神奈川大会は、七月十五日、昔東国との国境、今あじさいの咲き誇る景勝の地、箱根小涌園の会議場にて、午後一時より開催された。

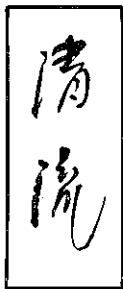
全国各地から百七十三名の代議員及び会員が参集し、多数のご来賓をお迎えした満員の会場は、熱気溢れる討議の末、緊急動議を含む全議案を提案及び原案通り承認可決した。新役員には、会長に荻野弘康君を選出したほか、副会長六名、理事百名、会計監事三名を選出した。

第二部の研究発表会も、欧州付加価値税視察団報告によるヨーロッパ諸国の税理士制度の概要発表が盛況裡に行われた。夜に入って、第三部の懇親会、更に同好会と、終日、会員の親睦が深められた。

(写真・第六回定時代議員総会々々)
場箱根小涌園にて



総会特集号



◆第六回定期代議員総会は、参加人員一七〇名を超え、非常に盛況であった。

だが数的な盛況と質的な盛況とは一致したのであるうか。

◆執行部提案に対して、代議員からの質問は皆無に近かった。

これは何を意味しているのだろうか、執行部を全面的に信頼しているのだろうか、それとも執行部に何を云っても無駄だと会員が考えているのだろうか、もし後者であったとすると全国青税連の組織上重大なことではないか。

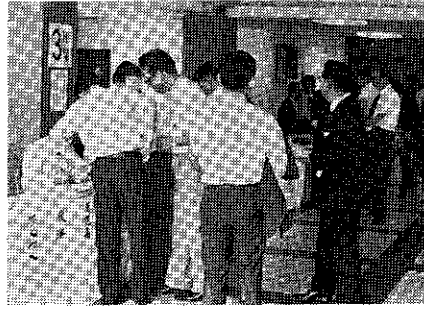
◆いずれにせよ、「云うべきことは云い、聞くべきことは聞くのが「青年の心」であろう。

◆総会終了後の懇親会で、新会長、駕籠に乗って、会場を一周す。

世俗に「駕籠に乗る人、担ぐ人、そのまた草鞋をつくる人」と云われることを思っておこし、駕籠に乗った当の会長は云うに及ばず、役員全員が、会員の声に耳を傾け、会員の為の会務執行すべきことを示唆しているようでもあった。

神奈川県大会報告・代議員総会

第六回定時代議員総会・神奈川県大会は、全国より百七十三名の代議員及び会員を一堂に会し、七月十五日定刻の午後一時より、箱根小涌園の会議場にて開催された。



(写真・総会受付風景)

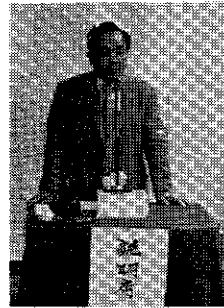
金子副会長の司会担当挨拶につき、まず全国各地より馳参した



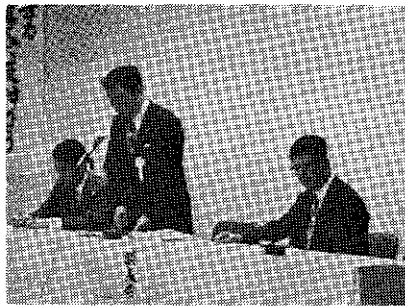
(写真・小川実行委員長)

個人会員の紹介と、個人会員全員の代議員資格承認を可決し、議事に入った。

小川実行委員長の開会のことは引き続き、寺沢会長より、昭和四十七年度の組織活動・制度問題全般に関する会長挨拶があった。



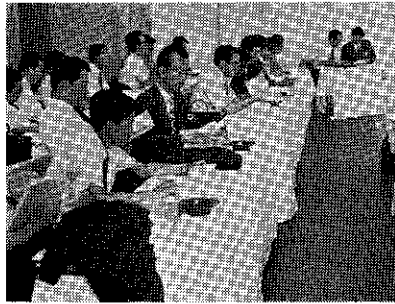
(写真・寺沢会長)



(写真・議長団席)

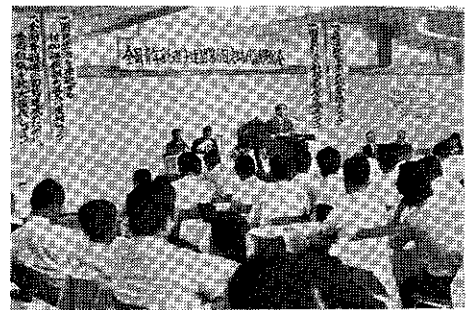
続いて、議長団の選出が行われ佐々木正一君(東京)、青山敏郎君(名古屋)、西川広君(岩手)の三名が選出され、議長団を代表して、佐々木君より挨拶があった後、議長団より、書記に、寺本慶三君(大阪)、栗原登君(埼玉)に、指名があり、議案審議に入った。

(1) 第一号議案・昭和四十七年度事業報告の件



(写真・執行部席)

荻野総務部長より、一括して、昭和四十七年度の事業報告が行われたが、商法対策特別委員会報告は、特に時期的にみて、詳細な報告を行う必要があるとして、直接の担当委員長である平山商対委員長が演壇にて、商法問題の報告を行った。



(写真・平山委員長報告風景)

以上の報告の後、質疑討論に入り、原案通り承認可決した。

(2) 第二号議案・昭和四十七年度収支決算並びに財産目録承認の件
(3) 第三号議案・昭和四十七年度会計監査報告の件



(写真・大久保監事)

右二議案は一括して上程され、まず、後藤経理部長より、昭和四

十七年度収支決算並びに財産目録について報告説明があり、続いて会計監事を代表して、大久保監事より、監査報告があり、質疑討論に入った。

(4) 第四号議案・規約一部改正の件



(写真・内田規約審議委員長)

内田規約審議委員長より、現行規定中、第五条及び第十四条に関し、組織の会務運営の弾力性と總會準備期間の必要性より、附則を含め、一部変更したい旨の説明あり、質疑討論にはいり、承認可決した。(改正条文別掲)

(5) 第五号議案・昭和四十八年度事業計画承認の件

荻野総務部長より、昭和四十八年度事業計画の重点基本方針の提案及び各部・各特別委員会の一括提案説明があり、原案通り承認可

決した。(重点基本方針別掲)



(写真・荻野総務部長)

(6) 第六号議案・昭和四十八年度
収支予算案承認の件



(写真・後藤経理部長)

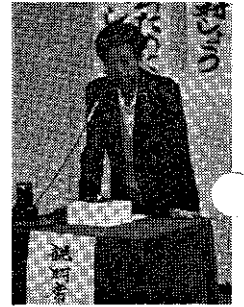
後藤経理部長より、昭和四十八
年度予算案について提案説明があり、
原案通り、承認可決した。

(7) 緊急動議提案

ここに、西尾君(名古屋)より

日税連会長に北川名古屋税理士会
会長を推薦決議したい旨、動議が
提案され、議長より採択の件、諮
ったところ絶対多数で承認された
ので、緊急動議の件採択され、討
議の結果、提案通り決定された。

(8) 第七号議案・役員改選の件
次期役員を選出方法について、



(写真・矢頭副会長)

矢頭副会長より、各単位推薦者
及び個人加入会員に対する執行部
からの打診等に基づき、理事会検
討の次期役員構成を発表し、例年
の選考委員会方式に代えたい旨の
提案があり、執行部方針にて、承
認され、次期役員名簿を会場に配
布した。

その後、質疑討論にはいり、採
決承認可決した。(役員名簿別掲)

(9) 大会決議文採択の件
各務副会長より、大会決議文の



(写真・各務副会長)

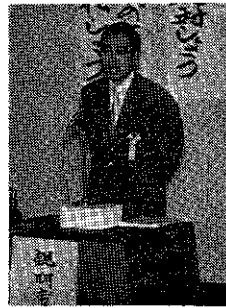
提案があり、審議の結果、提案通
り決定した。(大会決議文別掲)

以上で、全議案の審議が終了し
午後三時四十五分、議長団降壇し
引き続き、新役員を代表し、荻野



(写真・金子副会長)

新会長より挨拶があり、(新会長
挨拶別掲)、来賓祝辞、祝電披露
が行われた。



(写真・村山副会長)

最後に村山副会長の閉会のこと
ばで、第六回定時総会は、緊急動
議をも含む、全議案を原案通り、
承認可決して終了した。

一 来賓の方々

(敬称略・順不同)

- 自民党衆議院議員 小此木彦三郎
- 社会党衆議院議員 横山 利秋
- 共産党衆議院議員 増本 一彦
- 自民党参議院議員 佐藤 一郎 (代理)

東京地方税理士会長 織本秀実
名古屋税理士会長代理

総務部長 精園 英一

東京地方税理士会神奈川県支部
長 川辺 幾雄

日税連商対委員長 波多野重雄

全国婦人税理士会連盟会長代理

全国婦人税理士連盟東日本支部
長 村山きよ子

エヌピー通信社 三谷 政文

日本経営通信社 伊藤総務部長

伊藤総務部長

祝電を下された方々

(敬称略・順不同)

参議院議長 河野 謙三

国務大臣 福田 赳夫

衆議院議員 野田 卯一

田川 誠一

平林 剛

塩崎 潤

長谷川正三

小泉純一郎

大出 俊

阿部 助哉

伏木 和雄

河村 勝

竹田 四郎

佐藤 一郎

野々山一三

藤井 恒男

津田 文吾

東京税理士会々々長 添田 正夫

東北税理士会々々長 松本 兼久

東海税理士会々々長 高野 芳信

東京税理士会副会長 近藤昭三郎

全国専業税理士協議会

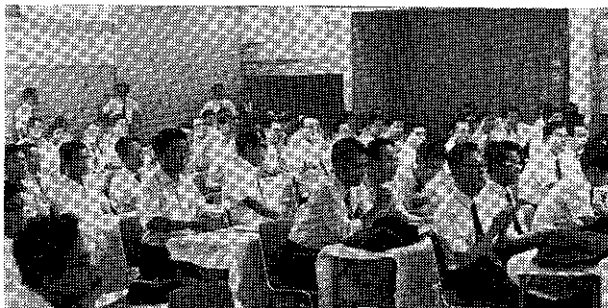
全国婦人税理士連盟会長 福森 敏子

諏訪青年税務研究会

広島青年税理士クラブ

高知青年税理士クラブ

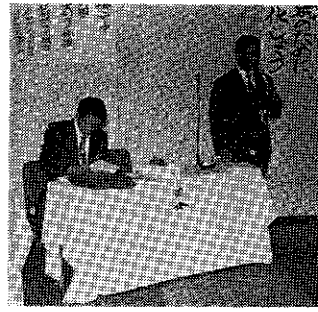
沖繩所在会員 山城 泰哲



(写真・総会々々場風景)

神奈川大会報告・研究発表会

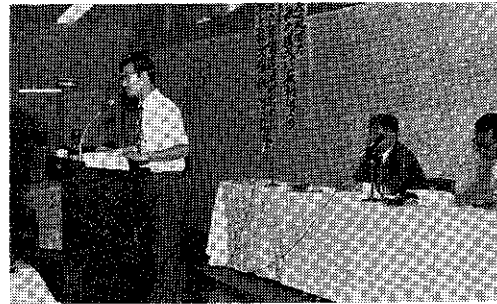
総会終了後、研究発表会が、研究部長、杉浦君の司会のもとで、同会議場にて開催された。



(写真・研究発表会司会者)

テーマは「ヨーロッパ諸国の税理士制度の概要」、発表者は、ヨーロッパ付加価値税視察団のメンバーであった、岩田克夫君、湖東京至君、後藤次仁君の三名である。まず、岩田君の視察団を代表しての挨拶に続き、湖東君が、西ドイツ及びオーストリーの税理士制度を発表し、次に後藤君が、フランス及びイタリーの税理士制度について発表し、最後に岩田君が、デンマーク、ノールウェー、スウェーデンの税理士制度について、それぞれ、自分達が実際に見聞した資料を基に、具体的な問題の発

表が行われた。



(写真・左から湖東君、岩田君、後藤君)

研究発表会後、玄関前にて、全員の記念写真撮影が行われた。



神奈川大会報告・懇親会

研究会終了後、夕刻より、神奈川青税クラブの稲垣浩司君の司会により、大宴会場にて盛大に懇親会が行われた。

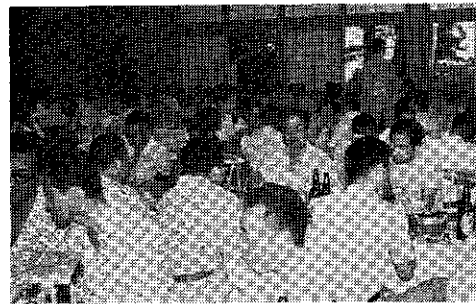


(写真・懇親会々場風景)

ご出席下さった来賓の方々と共に総会の勢いをビールで吹き飛ばし、全国から参集した会員、和やかな雰囲気の中で、旧懐を暖め、新しい友と意気投合し、懇談が繰り広げられた。

旅行同好会報告
箱根の旅は
国会へ通じる道へ
久保田秀雄(神奈川)

二十数名を乗せたバスが、箱根小涌園を出発したのは九時半。濃いグリーン一色の山々は、山頂周辺の霧にもかかわらず、一同の目を、気分を新鮮なものにしてくれる。



(写真・懇談する会場風景)

荻野新会長は、余興として繰り出された駕籠に乗って、宴会場を一周し、会場からの拍手を受けた。



(写真・会場一周する荻野会長)

大涌谷では、一人置いてきぼりでバスは出発、小涌園に本人が来るまで誰も気が付かない。幹事も昨日の疲れ、ここに極まったか。

午前中で切り上げた箱根巡迴バス旅行は、定刻十二時再び小涌園

の前に到着、このバスの本番は、これから。昼食も車内で取りつつ一路バスは、国会へ向う。箱根の涼しさもこれまで、東京へ通じる道は、この日格別暑い。満席のバスは、こんどは、マージャン疲れ、懇談会疲れで、静かな寝息が支配している。ひそかに、国会陳情の鋭気を養っているかに見えた。

懇談会報告
組織強化の原点

懇談会の意義を重視

唐木田明雄(東京)

懇談会行事は神奈川大会に新しい意義を与えた。

遠路参加の個人会員に対する特別の配慮が、そこに伺われるのだが、この立案と実行に当つて、若干の思惑が働いた。

懇談が単なる身辺雑事に終止したのでは、意味が無い。かと云つて制度上の問題に直進すれば、総会の延長に等しく、その実を失う心配があった。御意見拝聴や、身上相談という性質のものでは勿論ない。飽くまでも対等が原則である。

何でも最初の試みには定石がなく、それだけに戸惑いも許されよう。まして、この行事に、組織強

化という側面的要請があるだけに猶更である。それは漸く個人会員が組織運動に浮上し、全青税に期待を与え得る存在となったことでもあった。

そして、こうした行事の意義と更には必要性が懇談会の進行につれて、鮮明になったのである。例えば、前日の総会の席上で緊急動議が二件可決された。一つは日税連の会長選に出馬する名古屋税理士会の北川会長を、全青税として推せん決議すること。二つは参議院で審議中の商法改悪案に対して当日の大会決議を体して反対陳情に国会へ直行することであった。北川会長の件も、日税連の担当副会長としての「商法」の実績を評価し、今後の反対運動を考慮したものであって、全青税の対商法の姿勢は確立している。

ところが懇談会での意見の範囲は、極めて未討議のまゝのものであったのである。

つまり、商法は「逼迫感がない」(浜松)、「もう終った感じ」(岩手)であり、全青税に対して「青法協的な感覚」(鹿児島)と云つた状況であった。こうしたタイム・トンネル逆行の発言も重要な問題提起である。こうした現実が全国的に点在する事実と接したこ

とは、やはり収穫であった。

全青税に加入して、メリットがあるのか(鹿児島)。それは積極的に参加し自ら作り出すもの(浜松)——と、それぞれ認識の度合も異なり、「情報が欲しい」(長野)、「結局、何も解っていないというが真実です」(鹿児島)これが正しく事実であろうと考える。距離と時間の問題であつて、今後の組織強化の方向でもあった。

全青税には「御三家」というものがある。東京・大阪・名古屋を指し、これを主体と考える言葉だが、果してその通りであるかどうかは別として、執行部と会員との隔りがここに表現されている。それは加入団体それぞれが、一度は立ち止まり、振り返らねばならない問題と共通する。

その隔りの典型が付加価値税の問題であつた。約三時間に及ぶ懇談に於て「臨税」の問題が熱心に語られ、「法改正署名運動」に話しが及び、しかし、とうとう「付加価値税」の自発的発言がなかったのである。前日の大会宣言で反対表明し、しかも、引続きシンポジウムまで行なわれたというのに。付加価値税が課題として日まだ浅き感があり、従つて情報不足と

いうことも原因にあらう。しかし先にも述べたように、加入団体の状況においても、やはりこれは「商法」や「法改正」と比べ関心が薄い。税理士全体としても、同じである。

ボウリング同好会報告

寺沢前会長

「楽しいね」を連発!!

西谷 進(神奈川)

早くもストライクをとる会員、又溝掃除をするもの真剣な試合はこのうちにも、和気あいあいの楽しいボウリングゲームが展開された。

選拔選手には、寺沢前会長、荻野新会長も出場、寺沢会員、楽しいね、楽しいねを連発、ゲームは三ゲーム中ストライク一発と単発荻野会員はボウリング歴は浅いが見事ストライク五回、新旧会長のボウリング試合は、新会長に軍配あがる。

去る七月十五日、第一回全青税団体及び個人グループ別ボウリング大会が、箱根小湧園グリーンホールに於いて、全青税神奈川大会のかつてない盛況、そして、なかなか懇親会のと、全国各単体会代表、及び個人会員代表、東京七名、神奈川八名、大阪六名、名古屋三名、東海三名、関信一名、計二十八名の出場選手によつて午後九時、白熱の試合が開始された。

試合は、アメリカン方式、三ゲームトータルピン、スクラッチゲームによつて行われ、第一球より

- 個人成績
- 優勝 名古屋 土屋真人君 四八七ピン
 - 準優勝 神奈川 西谷 進君 四六九ピン
 - 第三位 東京 野村茂彦君 四五二ピン
- ハイゲーム賞 神奈川 西谷 進君 一七一ピン
- ブービー賞 神奈川 小菅満善君 二九二ピン 以上

麻雀同好会報告
全国青税雀界に

地殻変動の現象

増田昌弘(東京)

全国青年税理士連盟の第六回定時代議員総会が七月十五日湯の香けむる箱根の小涌園ホテルに於て盛大に開催され、翌十六日各同好会が行なわれた。麻雀大会は同所に於いて開催されたが、当初午前九時より始め四回戦を行い午後二時終了の予定で企画されたのですが、我々税理士が数年来戦ってきた

ました商法改悪問題が非常に重大な時期に当面しているため午後から国会へ陳情に行くこととなり急遽午前八時より開始し三回戦で終了することに変更し挙行することとなった。このような悪条件にもかかわらず神奈川青税さんの御努力により、東京十二名、名古屋三名、神奈川三名、沼津二名の計二十名五卓にて熱戦の火ぶたがきられた。

京都宝ヶ池大会、豊橋大会で連続優勝された名古屋の市原君が出場しなかったので目標をうしなつたのか同じ大会で連続準優勝した私は全然さえず第九位に終わった。又常に上位に入賞し優勝もしたことがある名古屋の各務君もまた

でさえず最下位というありさまであった。個人優勝は無冠の帝王と自称している名古屋の大野真一君が通算二八、一〇〇点のプラスで堂々と優勝し、冠をいただいた帝王の座についた。沼津の竹村直君が二二、三〇〇点プラスで準優勝した、個人加入会員の方が麻雀大会に参加されたのは始めての事であり、みごとに準優勝されたことは誠に喜ばしく今後個人加入会員の皆様がどんどん参加していただき益々楽しい麻雀大会にしていきましょう。

又団体優勝は上位三名の成績により東京が(湖東君、天野君、辻君)優勝した。東京もこの上位三名の顔ぶれを見て、麻雀の地区も変わった感を深めた。

このようにして舌戦ありで誠に和気あいあいのうちに楽しい時間を過ごし表彰授与式を終え国会陳情のためバスの人となった。最後にこの麻雀大会のため終始色々心をくばりお世話下さいました神奈川青税の金子秀夫君に心中より厚くお礼申し上げます。



大会宣言

全国青年税理士連盟は、代議員総会の名において次のとおり宣言する。

1. 大企業を優先し、税理士制度を破壊に導く商法改悪案に反対しよう。
2. 国民のための税理士法改正運動の先頭に立とう。
3. 国民大衆と中小企業者を圧迫し、税理士制度を根底からゆるがす付加価値税導入に反対しよう。

以上の目的を達成するため、われわれは、全国青年税理士連盟の組織を拡大強化しよう。

昭和48年7月15日

全国青年税理士連盟
神奈川大会

重点基本方針

- (1) 納税者の権利を擁護し、税理士制度の発展に全力を傾注する。
 - (イ) 国民のための税制の確立に寄与するため税制審議委員会を新たに設置する。
 - (ロ) 商法、税理士法、付加価値税の各委員会は引続き設置し、小企業対策委員会は中小企業対策委員会と改める。
- (2) 本連盟の会務運営を機能化して運動の拡大と充実化を図る。
 - (イ) 会員の創意を吸収し、本連盟の企画立案に資するために必要な機関を設ける。
 - (ロ) 広報活動の機動性を高める。
 - (ハ) 個人会員加入の重要性を特に認識し個人加入会員のための諸施策を積極的に行なう。
- (3) 日税連の民主的運営と建設的運動を促すため、積極的な提言を行なう。
- (4) 以上の目的を達成するため、全国組織拡大に全力を挙げる。

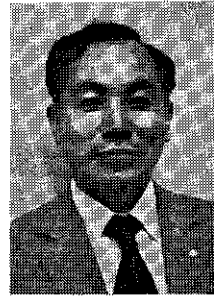
組織拡大推進委員会一覽

役 職 員	氏 名	〒	住 所	電 話 番 号	
本部統括委員長	荻野弘康	116	荒川区南千住5-25-14	03-806-2330	
〃 副委員長	永井義勝	400	岐阜市上川平453	0582-45-2696	
〃 〃	唐木田明雄	64	中野区弥生町4-26-8	03-384-3974	
本地区 別委員長	北海道、東北	西川 広	020	盛岡市長田町4-12	0196-23-5981
	関 信	村山利喜	356	上福岡市上福岡3-11-15	0492-61-2330
	東海、北陸	奥田普士	462	名古屋市北区元柳原町2-7	052-981-8601
	中国、四国	大西耕三郎	556	大阪市浪速区鷗町1-28	06-649-1241
	東京地方、九州	金子秀夫	220	横浜市西区平沼1-22-12	045-321-8617
九州、沖縄	宇田一郎	890	鹿児島市草牟田町4352	0992-23-4069	

県 名	組織拡大推進 委員会委員長	〒	住 所	電 話 番 号
帯 広	谷 本 宏	080	帯広市西の条南8-3	01552-3-2145
札 幌	小田川 繁	063	札幌市琴似八軒2条東4丁目	011-741-3554
函 館	古 山 勝美	040	函館市新川町21-13	0138-23-3175
秋 田	船 木 清治	010	秋田市南通みその町1-10 時田ビル	0188-33-6515
山 形	安孫子昌祐	990	山形市城西町2-1-28	0236-22-7143
青 森	奈 良 慶吉	030	青森市大字松森字佃252-48	0177-35-3730
岩 手	西 川 広	020	盛岡市長田町4-12	0196-23-5981
宮 城	佐 藤 勇	980	仙台市荒老字源太兵衛東18-26	34-8056
福 島	増 子 七郎	963	郡山市大町1-8-10	02492-2-2445
石 川	能 生 富治	920	金沢市平和町2-3-3号6	0762-42-3371
福 井	斉 藤 清輝	917	小浜市小浜住吉2	0776-2-1572
新 潟	大 村 新一郎	947	小千谷市住吉町344	025882-3498
群 馬	大 村 利喜	356	上福岡市上福岡3-11-15	0492-61-2330
栃 木	藤 沼 哲夫	324	大田原市山の手2-7-10	02872-3644
茨 城	若 泉 民郎	311-24	行方郡潮来町上町188-1	02996-2-3475
長 野	浜 井 今朝男	392	諏訪市湯の脇1-13-4	02665-2-3712
岐 阜	井 口 源一郎	509-51	土岐市泉町大富257	05725-5-2283
静 岡	内 山 隆 司	435	浜松市早出町720-2	0534-61-7797
愛 知	増 田 進	492	稲沢市奥田町仲深905-5	0587-32-8884
三 重	宮 本 隆 司	510	四日市市西伊倉町6-7	0513-53-2750
山 梨	高 橋 徹	280	千葉市道場南町137	0472-22-9364
山 梨	金子秀夫	220	横浜市西区平沼1-22-12	045-321-8617
山 梨	平 松 清志	700	岡山市津島1052-2	862-53-1613
山 梨	河 端 浩	698	益田市大字上吉田181 安野産業内	08562-2-3265
山 梨	加賀田三郎	733	広島市吉島町12-23	0822-45-1928
山 梨	上 村 昭美	759-41	長門市東染川1180	08372-2-1505
山 梨	平 松 清志	700	岡山市津島1052-2	0862-53-1613
鳥 取	船 守 清史	683	米子市加茂町2-8	08592-3-1541
香 川	岡 田 平八郎	760	高松市天神前7-5	0878-61-8855
徳 島	川 真 田 一男	770	徳島市富田橋2-15-4	0886-53-3429
高 知	吉 田 平八郎	780	高知市知寄町1-35	0888-87-3228
愛 媛	永 田 秀男	798	宇和島市堀端町1-35	08952-2-4550
福 岡	森 山 積夫	830	久留米市荘島町188	4-2211
佐 賀	川 原 武	840	佐賀市神野町1146-10	09520-3-6473
長 崎	村 田 純	857	佐世保市天神町2-19	09562-2-8201
大 分	竹 井 良文	878	竹田市大字竹田町416	2-3636
熊 本	緒 方 史郎	866	熊本市紺屋今町2-3	54-7633
宮 崎	小 松 昭喜	882	延岡市博栄町1-3	09823-2-6600
沖 縄	山 城 泰哲	902	那覇市字寄宮249	0988-55-7433

総会に 会長挨拶

寺 沢 隼 人



姿勢をまず討議致しました。

それは、全国青税が、その目的の中に掲げております税理士制度の発展強化と云うことに尽きる。しからば税理士制度の発展強化と云うことは何を意味するかと云うと、我々税理士の単なる権益の為の制度の強化ではない。

税理士会をめぐる諸情勢は、すでにご承知のように、商法を初めとして、危急存亡の時と云わなければならぬ重大な時期を迎えておりまして、本事業年度も必然的に全国青税の活動は、制度的な問題を中心として運動をはじめると云うことになったわけではあります。

本事業年度の初めにおきましてまず本年度は、各法対関係の出来るだけ総合的な討議をしようとするので、制度対策特別委員会と云うものを特に設置致しまして、各運動のスケジュール化を図りつつ、運動の連携プレーを図っていかうと云うことで、この委員会を設置したわけでございます。

この制度対策委員会におきまして、全国青税が制度的な問題にどう対処してゆくか、その基本的な

る批判書を検討し、これを発表すると決め、同時に、前半におきまして、税理士法の問題に取り組もうではないかと云うことで、ご承知の税理士法促進のための署名運動を展開したわけでありました。

税理士法と署名運動について

日税連は基本要綱を作成したわけでございますが、その後、ことさら、これを会議の中に、どうアピールし下からの盛り上げをどう汲み上げてゆくかと云うことについて、ならん施策を持っていなかった。

全国青税は、やはりこの際、この前半において、税理士法の改正の推進をしなければならぬ、それには、現在基本要綱でうたわれている四つの柱と云うものを、これを基本要綱では九つに区別けられて、九項目について、具体的な税理士法改正についての基本要綱と云うものをのべられておりますが、全国青税と致しましては、使命の明確化、税理士の権利の明確化、特試の廃止、及び自主権の確立と云う、この四つの柱を掲げました。

これらの税理士法の改正の対処としましては、現段階としては、議員立法の方向で、日税連がアク

ションを起し、運動を展開していかなければ税理士法の改正はなしえないと云う方向を見出したわけでございます。

勿論、現段階において、議員立法か、政府提案かと云うそのいずれかに、この問題をしばって運動の展開をすることが出来ない情勢であり、それ程までに、この運動は煮つまっていない。

しかしながら、日税連の基本要綱に掲げてある、この制度的な問題を法成化してゆく運動の中ではどうしても、議員立法の方向で、まず日税連がアクションを起すと云うことが最も大事でないかと云う観点に立ちまして、署名運動を展開したわけでありました。

しかしながら、現在集計中でございますが、当初目標としました百分には、はるかに及ばないと云うこの現状を、つぶさに私どもは凝視し、これが全国青税の実態として、ただ単に受けとめるだけでなく、いかにして、今後これを百分完遂させるか、更にそうした運動の中で、真に納税者の権利を擁護する税理士法の改正と云うものに運動を結びつけてゆくと云う方向を本日の討議の中でも、前向きに積極的な討議をいただいて署名運動の初期の目的が達成でき

ますように充分なご審議をいたしたいと思っております。

税務調査の法律的知識について

税務調査の法律的知識につきましては、ご承知のようにすでにパンフのかたちで意見書としてまとめて、ご送付してあります。

とみに、課税権の優位と云うことが騒がれ、国民の権利を著るしく拘束することを容認しようなくこのような小冊子が出るとううことに対して全国青税は、納税者の権利を擁護する立場から批判してゆくと云うかたちをとりまして、ここに小冊子をまとめたわけでございます。

勿論、未だ研究の途上、理論的には、煮つめていない点があるかと思っております。

今後の課題としつつ、税務行政の民主化の為の問題提起として受けとめていただきたい、更に、これを又、発展してゆくと云う方向で、ご討議をいただきたいと思います。

商法問題について

さて、商法の問題であります。全国青税は、この問題が提起されたとき、いち早く、「商法改悪の本質」と云うものを出し、これを

アビールし、問題提起をする中で断固粉砕と云う線を堅持してきたわけでございます。

この間に、政府の側では、三度にわたって修正案が出、日税連の段階においては、その都度、動揺をしていったわけでございます。

しかし、全国青税は、初期の目的を達成するため、即ち改悪なるがゆえに、断固粉砕と云うこの線を最後までつらぬきまして、日税連を叱咤激励してきたわけでございます。

しかしながら、ご承知のようについに本国会に上程されることにあいなりまして、現在、参議院において、これが審議されていると云う段階でございます。

思いますのに、我々があげたこの改悪の本質と云うものは、依然として、ならん解決されていません。

何が解決されていないかを、参議院法務委員会に於ける、北川日税連副会長の公述を中心に述べてみますと。

会計監査人制度の商法への導入は、監査基準の大巾な後退と会計監査の独立性が保証されていないため、監査の充実にならんってない。

次に公認会計士監査の第三者性

と税理士の税務代理とは、本質的に異なる制度であるにもかかわらずならん特別な処置がなされていない。

第三、親会社の監査役に会計監査人に子会社の業務及び財産の状況を調査する権限を与えている。

第四、粉飾決算、逆粉飾決算、あるいは、株価の不正操作等は、業務を行う取締役がこれらを行うのであって、これを直接監査する取締役に、ならんメスが加えられていない、そうして、第二次的とも云える監査役の権限強化を基本としている、まさにこれは、本末転倒であるとするところでございます。

第五、株式会社の九十九%をしめる、資本金一億円未満の会社に特例法をもうけることは、株式会社法を空洞化し同時に現在、大会社等について、租税特別措置法等かなりの甚大な優遇措置をとっておるわけでございます、それらの法的な組織上の保証を与えるのみであると云うことが云えるかと思えます。

第六、零細な小商人に、商業帳簿、貸借対照表、及び損益計算書を公正な会計慣行を斟酌するよう義務づけておきながら、大会社については、企業会計を大巾に

修正し、監査の基準をザル法の如くにしてしまっているこの事実であります。

これらの商法改悪の本質は、現段階において、ならん解決されていない、従いまして、わが青年税理士連盟は、参議院段階の最後まで筋を通し、断固粉砕の為に、全力をあげなければいけない、かように考えるわけであります。

付加価値税問題について

次に付加価値税の問題でございます。

本年度といたしましては、付加価値税については、これは非常に皆さんの尊いカンパと実際に派遣された団員の方の自費によってまかなわれたと云う尊い犠牲を払って、EEC諸国の付加価値税の現状をつぶさに観察に参りまして、本日、本大会の会場の入口にその総括的なまとめ、報告書が作成されておりまして、今後の付加価値税の反対運動の為の資料として、大きくその位置が確立されたのかなにかと、かように

に考えております。等々、制度的問題につきまして、全力をつくしてきたわけでございます。

組織上の問題について

組織上の問題につきましては、本事業年度は、前年に引き続きまして、各県に組織拡大推進委員会を設置してまいったわけでございますが、残念ながら、充分なる活動が出来なかつたことを反省しております。

ただ、組織部の活動は非常に活発でございます、これは、署名運動と連携致しまして、今までの個人加入者の二割アップと云うことで、一応の成果を得ました。

特に、未加入地でありました熊本、あるいは沖繩からの新規の加入会員をいただきまして、いよいよ全国組織としての飛躍が期待できるものと確信いたします。

執行上の問題について

執行面におきましては、ソフトボール、あるいは地区別代議員総会等が、スムーズに進行しなかつたと云う、いくつかの欠点を残しながら、本事業年度も終ろうとしております。

どうか、本総会において、これらの問題、特に制度上の重大問題について、忌憚のないご意見をいただきまして、全税理士が統一する目標はなにかと云うことを、本日、この総会において見極めていただいで、更に更に、全国青税が前進するよう、活発なるご討議をいただきたいと思えます。

短歌・俳句・随筆募集

広報部では、会報上に、青税歌壇・青税俳壇を設け、日常の忙しい生活の中に心の潤を求めてみたいと考えております。選者講師には、歌壇に山下源蔵先生、俳壇には、星島野風先生をお願いしておりますので、どうぞ、短歌・俳句をどしどしお送り下さい。

随筆も、ご寄稿願います。送り先 千一五二 東京都目黒区自由が丘一 二二一 極井 高雄



総会に おける 新会長挨拶

荻野弘康



このたび全国青税連の第六代目の会長に選任されました東京青税連の荻野弘康です。

寺沢会長をはじめ前役員の方々の御苦労に對しまして心から感謝の意を表します。

新執行部におきましても、前年度の業績を引継ぎ、本日承認されました事業計画の実現に全力を傾注してまいります。

国民に信頼される税理士に

事業計画の中心的な柱である制度問題では、先ほど来の審議でもすでに御案内の如く、「商法改正案」が参議院の法務委員会の審議に付され、時々刻々大詰めを迎えようとしております。

われわれは、日税連の基本方針に添って積極的に法対運動も支援

してまいりましたが、衆議院通過の際に示した日税連最高幹部の姿勢判断の甘さは法対運動にも悪影響を与えております。

即ち、自ら参議院での反対運動の継続を放棄したものであり、全国の中小企業と税理士ひいては国民の信頼をも損なうものであります。

全国の税理士が、国民のための税理士制度づくりに立ち上ろうとする時、自己の職域擁護のみの立場から商法問題をとらえた日税連の態度は、税理士法改正の高邁な基本理念とも著しく反するものであります。

参議院本会議への上程も間近に僅か数日を残すだけとなりましたが、粉飾決算を合法化し、中小企業を圧迫しようとする本質は少しも変わっておりませんので、極めて困難な条件の下におかれています。最後までスジの通った法対運動を続行してまいりたいと思っております。

税理士法改正運動は、「商法改正案」の廢案運動から始まるという

つても過言ではありません。

次に、付加価値税の導入問題

ですが、非常に速度を早めております。

われわれは、この問題についても「視察團」

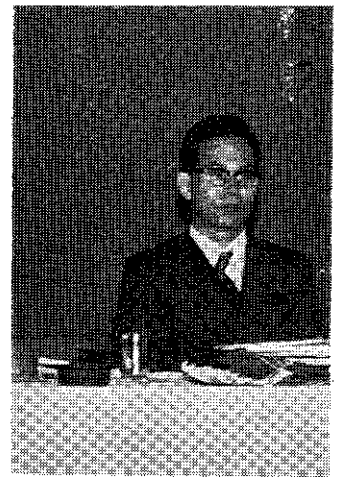
の帰朝報告等を研究資料として具体的な問題として認識を深めていかなければなりません。

その他中小企業をめぐる諸問題についても、税制は勿論のこと金融や財政等の関連諸分野に対する研究も積極的に行ない中小企業者の信頼に応えていかなければなりません。

時間と空間を超えよう

次に、組織強化についてふれてみたいと思いますが、全国青税連が日税連に對して強い影響力を維持し、国民のための税理士制度づくりに邁進していくためには、さらに組織を拡大し、強化していかなければなりません。

南は沖縄から、北は北海道までの広い地域を全国青税連という一つの組織としてまとめいくのはなかなか大変なことです。執行



(写真・總會々場における、寺沢会長(右)と荻野新会長(左))

部が積極的に日本列島を縦断する実行力を有すれば、難事業ではあります。組織は一段と強化され、拡充されると思えます。

全国各地の青年税理士が一堂に会するということはむずかしいことですが、純粹に税理士制度の発展を願ひ、相互信頼と強い仲間意識のもとに積極的に法対活動に参加するという「青税意識」は、心と心の問題ですから、「時間」と「空白」を超えて昂揚することができます。

そして、「青税意識」という固い絆で結ばれた全国の青年税理士が、各地域で、単位税理士会・支部或いは部会での日常活動を活発に行ない、青税会員ではない税理士からも信頼され、その中で組織の拡大をしていくというのが、真

の組織強化につながっていくのだと思えます。

全国青税連の掲げている諸施策は、国民のための税理士制度を志向するものであるとの自負のもとに、全国各地で積極的な日常活動を行なうて貰いたいと思えます。

非常に厳しい情勢の中で会長に選任されましたが、新役員の方々と共々一生懸命努めますので、会員諸兄弟の絶大なる御支援をお願い申し上げます。

甚だ簡単ではございますが、会長就任の挨拶といたします。

以上

原稿募集

広報部では、今後、会報紙面を通し、会員相互の親睦を図るため、趣味や紹介文等を掲載してゆきたいと考えております。

皆様の中から「私の趣味」と題して、ご自分の趣味等のご投稿がいただければ、大変ありがたいのですが、もし、ご自分だけでなく、会員仲間の中から推薦できる方がおられましたら、是非、ご一報下さい。

又、「わが友」と題して、皆様の友人の会員を、ご紹介願えば、是非ご投稿下さい。

(広報部)

新部長・新委員長表明 本年度の事業計画遂行方針 執行部・組織確立の時期を迎えて

自己犠牲は最少に



総務部長 唐木田明雄

最少限に留め度い。その為には自己犠牲によらねば行い得ぬもの、そうでないものとの俊別が求められ、効率化を促進する。

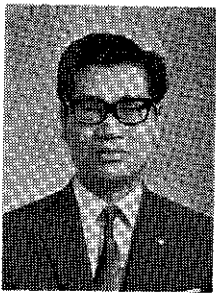
例えば文書の印刷、発送に類する事務レベルの作業は組織外へ発注する。制度問題の研究、組織強化の運動等では、一人でも多くの会員参加を計り自己犠牲を分散化する。それが運動の中を広げ、問題を滲透させ、組織の充実と強化にもなる。

総務部の基本的方針は、神奈川県大会で承認された議案書にある、事業計画の具体化である。

全青税の活動は、周知の通りすべて会員の自己犠牲により果されている。組織の現状から云って、止むを得ぬことではあるが、これを全面的に許容し、拡大を強いることは運動を衰弱させ、組織を破壊させる要因にもなつて非常に危険である。

そこで会務運営上、自己犠牲を

早期完納にご協力を

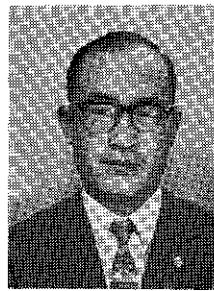


経理部長 後藤次仁

前年度は大変ご協力を賜わり、おかげで無事大任をはたせられ、会員各位に感謝いたしております。又、今回も、その任を仰せ付けられ、皆様に一層の早期完納にご協力を賜りますよう、お願い

します。過去の実績からみますと、会員の納入状況は期末終了時にあつても各部、各委員会の支払に、とても支障をきたしてありますので、今後は平均化のため、団体加入者は数回に分けて下さるよう団体の経理部長にお願いすると共に、個人加入会員は年度内に一括納入し

会員増加と組織化に



組織部長 永井義勝

各地区別未加入者の把握に全力を注ぐ方針で有ります。皆様方の御協力を御願ひ申し上げます。

前組織部長より引継ぎました、全国各地の団体組織化見込地区とは極力連絡を取り、現地出向を積極的に、行なつて行きます。

尚、各地のニュース等が有りましたら、文書にて御連絡を願ひます。各地の情報並びに資料は、適宜広報等にて、会員に報告致します。

又、各部の行事と連携し、出来る限り、組織活動を行なう予定です。今一度、皆様の御協力を御願ひ申し上げます。

研究部事業実施方針

組織部としての、本年度の事業計画の内、「全青税のしおり」については、八月中に原案を作成、文書にて、部員の意見を取り纏め九月に発行の予定です。

本年度は、会長の言を借りれば会員の五百名増が目標とか、我が組織部も、これに応じ、新規登録者に限らず、既存団体加入地域の未加入者の追求にも本腰を入れ、



研究部長 小本 稔男

この条文は先般国税庁の発刊になる「税務調査の法律的知識」の中においても、真実発見主義・総額主義の立場に立つ、有力な理論的・法的根拠として用いられている。

事業計画によれば本年の研究部の仕事は、年二回のシンポジウムの開催である。シンポジウム開催において重要なことは、そこで討議される研究テーマが、我々税理士にとつて最も有用なものでなければならぬことである。そこで、この「テーマ」の決定については広く会員各位の御意見を求めるべきであるが、時間的制約もあり、研究部の一部の者の考えであるが、次の事柄を考えている。

第一回のシンポジウムにおいては「納税の義務と税理士の使命」をテーマとした。憲法三十条には「納税の義務」の規定がある。

事務所業務の改善を

業務改善部長 広瀬伸彦

業務改善部の事業の目的は、事務所業務の改善に役立つ事案の調査研究を行ない会員諸兄にその資料を提供するものであると考えます。

事業計画書によれば

(1) 機械化による事務所経営の合理化をはかる場合の参考資料の提供

(2) 事務所の合理化、労務管理等について先進的な運営をしている会員の事務所運営の公開

(3) 業務改善に役立つ帳票類の作成であります。

事務所内で使用の帳票・メモ類などでご提供願える資料がありますれば是非業務改善部までご提供下さい。

個人加入会員の参加を

厚生部長 大島敏雄



厚生部の今年度の主眼は、個人参加の会員が参加出来る事業を出来るだけ企画したい、という事です。

そこで、次のような基本方針を立ててみました。

第一は会員の集いがある時は、親睦会・懇親会を開催し、一層の

親睦強化を図る。

第二に慶弔規定を是非作りたいと思ひます、日常会員相互の消息がとかく疎くなりがちなので、相互扶助と共に、相互の交流の場にしたいと思ひます。

第三に同好クラブの運営を、数多くするのはなくて、個人参加の会員も参加出来る企画を一つでも二つでも持ちたいと思ひます。

発展する全国青税の結束の為に厚生部がお役に立つような活動をして行きたいと思ひております。

広報部の本年度の課題

広報部長 樫井高雄



今、全国青税にとつて、最も必要なことは、会員全員が、全国青税の現状を十分に認識すること、及び、自由な発言を繰り広げ、組織に関する問題を浮上させること、正しい意見は率直に認め、例え見解が異なるにしても、目的を志向し共通の話し合いを続けること。

これらの実現の為に、本年度の広報部は、その原点である独自性を貫き、年六回の会報発行を通じて組織の強化発展に全力を傾注したいと思ひます。

その為に、執行部からの説明・発表は勿論のこと、執行部への意見・批判も理事会のみならず、会員の声を中心として、会報紙上で大いに採り上げ、同時に会員の声の判断に役立つ資料を提供して組織に対する責務を遂行したいと思ひます。

しかし、広報部の独自性が、決して独善性に陥らないように、厳に留意し、広報部への意見・批判

等は、理事会を通し、又は文書にて受付け、真摯に検討し、文書又は会報紙上にて広報部の見解を表明し、会員の判断を仰ぎたいと思

石にかじりついても

改悪商法成立を阻止

商対委員長 湖東京至

「商法改正案」に反対し、これが国会で成立することを阻止することは全国青税連創立以来の重点方針であった。この重要な最終段階にあたり、我々商法対策特別委員会は、多くの、先輩会員の残してくれた運動上の財産を引き継ぎ、当面延長国会での攻防に全力をそそがなくてはなるまい。情勢は正に混とんとしており、成立、継続審議、廃案という三つの場合が考えられるが、我々は、真正面から、従来の方針通り、ぶつかっていく以外にない。今や「商法改正案」は、単に税理士と公認会計士の職争いということだけに止まらず、商事基本として、その本質的な対決点の面が大きくクローズアップされている。たとえば、親会社、子会社の問題、企業会計原則の修正による実質的な粉飾決算、累積投票

います。最後に原稿の投稿やご依頼の件を初めとし、会員皆さんのご協力をお願い致します。

制度の廃止や中間配当の問題等による株主総会の形がい化、記帳義務の強化、監査と税務代理、などなど、これらはいずれも中小業者や、労働組合、消費者団体や、公害闘争にとっても由々しき問題点なのである。従って現段階においてはすでに「税理士会の反対運動」ということではなくもつと国民的視野にたった反対運動へと変化しつつある。こうした状況を充分ふまえながら、刻々変る情勢に機敏に対処し得る体制を作っていくなければならぬ。



「税理士法改正推進の土俵固めから始めよう!!」



税対委員長 久保田秀雄

「税理士法改正は昭和47年4月「税理士法改正」に関する基本要綱」の作成発表から改正のための実践的活動段階を迎えているわけである。日税連では、基本要綱を基にした「税理士法改正要望書」(48年6月発表)を国会議員等に配布している。これからの一連の運動が有効かつ効果的になされるためには、未だ十分に討議されなければならぬ数多くの問題をかかえている。

しかし、ここで忘れてはならないことは、改悪商法改正案の参議院での審議が山場を迎えている時期であり商法問題の重要性と緊急性から、商法問題への注視が分散することのないよう配慮しつつ法改正へ取組んでいかなければならない。税理士法改正の国会日程は、幾多の難問と長期間を要する認識のもとに、法対特別委員長として、与えられた期間にどうするか、八月二日の理事会での構想をもとに次のようにその基本計画を整理してみた。

「基本要綱」は、税理士会の総意を結集し、民主的討議を通して集約されたものである。弁護士会との協調等、充分な討議と会員への充分な説明と民主的意見の吸収を通して調整される範囲のもの外は、基本要綱を後退させることがあってはならない。この意味から、法改正推進のために具体化する。これは日税連が、「基本要綱」を発表から法改正早期実現のための具体的活動が停滞していること。一般会員の法改正運動への意識の高揚を促すため。また、議員立法か、政府提案かの二者択一的結論を出すべき時期ではないとしながらも、国会における政府側答弁の消極性から考慮して、法改正が政府提案では不可能との見地から、日税連が議員立法を強力に押しすすめるよう要求すべく、下からの声としての署名運動を展開したのである。48年6月15日までの取りまとめ数は、一八三一通(うち青税会員八三三通回収率四九%)になっており、回収の手続的な面で低迷している状態である。今年度は取りまとめ先の変更にもなう部分的整理をして、署名運動の拡大をし、しかも早期に取りまとめを完了したい考えである。なお、この署名の日税連への提出時期と方法等については、今後

れる文書等について、我々の目で確かめていく必要がある。

◎署名運動の拡大、促進、取りまとめ。

の委員会、理事会で決めていきたい。

④ 「税理士法改正20億基金」の 具体的積立方法検討と実施

税理士法改正は、決して金銭的なものだけで実現でき得るものではない。しかし、法改正運動が、長期の日時と多大の費用を必要とすることは誰にも理解できることである。国民的レベルの法改正のためには、全国会員の力を結集しなければ到底達成できるものではない。そのためには我々の時間と財政的負担も覚悟しなければならぬ。

青税会員が、卒先して苦しいサイフの中から、少額でもよいから積立をし、法改正運動の資金的用意をしておこうとするものである。

具体的積立方法については、各単体会また地域の状況によって考慮されようが、一定の方向づけについての検討をし、実施促進をしていきたい。

基金の使用方法についても、これから充分討議していく必要がある。

⑤ 法改正実現のため日税連への 働きかけ。

法改正に対する全国青税連の立場は、日税連の運動に協力し、そ

の運動を強力に推進、しめることにある。

商法改悪反対運動の過程にみるごとく、日税連主脳部の行動には時々奇怪な状況が繰広げられる。

日税連の法改正運動計画と実践については、充分な認識をし、その方向について確めつつ協力していく必要がある。

本年度は、日税連関係担当副会長(金子秀夫)も誕生したし、法改正についての日税連の方向を注視していきたい。

⑥ 各国税理士制度の比較検討。

法改正の側面の一つとして、各国の税理士制度を比較研究しておく必要がある。これまでに国内で出版等されている文献資料により比較研究資料を作ってみよう。

時間と能力が許せば、海外へ「税理士制度視察団」の派遣を計画して各国の税理士制度を視察したいと思っている。

今年三月付加価値税対策特別委員会による「付加価値税欧州視察団」によって、税理士制度の部分

的視察があり、報告書も作成されたが、今年度は、税理士制度を中心に、付加価値税制の補足的視察も合せて計画してみたい。

最後に、法対策特別委員会の審議方法については、委員がそれぞ

れ遠隔地のため、一堂に集まるのが困難であり、理事会開催日にも充分な委員の出席は望めないのが

広く納税者に知らせよう



付加価値税対委員長
後 藤 次 仁

にその實際を理解してもらえるように具体的な諸活動を展開したい。この報告書で不備なものは、加除整理して、完全なものにしてゆきたい。

前委員長岩田克夫氏が団長として、「ヨーロッパ視察報告書」を発行され、その内容は、多方面から資料収集され、又実際に行われている各国の姿態を紹介されているので、これに基づいて理論的研究を検討し、関係者、特に納税者

税制審議会の方針



税制審議委員長 大西耕三郎

い特色のあるものにしていきたい。

税制についての矛盾は、数えればきりがないほどであるが、基本的な視点が確立していなければいくら審議しても無意味である。

われわれが、国民の為の税理士

問題提起をした書面による審議をしていきたいと思っている。

制度を志向する限りにおいて、税制もまた国民の為の税制でなければならぬ。すなわち憲法に保障された基本的人権を擁護するための税制の確立をこえ、当委員会の視点としたい。

従って、具体的には、法人税の累進税率の問題、同族会社の留保公課税や行為計算の否認の問題、給与所得者の申告制、質問検査権の手續上の問題、不服審査制度の問題等々と多くのものが考えられる。

しかし、このような大きな内容のものを短期間で審議するには、相当な努力を要し、且つ総花的になってしまつて、かえつて内容の浅いものとなる危険があるので、当面は、これらのうちから、一ないし二点を重点的にとりあげ審議の上意見書を作成したい。



中小企業対策特別委員会 事業計画



中小企業
対策委員長 勝部 慶次

税理士制度と中小企業対策の関連は、税理士制度の根幹に触れる問題でありまして極めて重要な対策の一つであり誠に責任の重大性を痛感する次第であります。

本対策はとかく税理士の犠牲の上にその基盤を有するかの如き認識程度であります。そのような一面も有することは否定しませんが又反面に於てこの対策こそ税理士の社会的機能の具現に寄与する唯一の方法であります。

本年度は特に(1)小企業納税者の税務指導に関する検討を行ない、(2)中小企業に関する税制金融財政等の関連諸分野についての検討を行うこと、を基本計画と致しまして、まず全国各地域に於ける小企業納税者に対する税務指導は如何になされていくかについて実体の把握を行い今後これに対処して行く所存であります。中小企業対策

現状に適合した 規約の改正を

規約審委員長

奥田 普士

「規則にないから」とは、よく聞かれる言葉である。しかし、規則・規約などというものは、所詮、組織における約束事に過ぎない。たまたま、書いてない部分があれば、組織構成員の良識と信頼関係で処理すればよい。構成員の

特に利害関係が複雑化し、相互信頼が薄れたとき、必然的に組織を「規制」する規則は緻密なものとならざるを得ない。が、それをいかに細かく規定したところで、決して完全なものにならないことはわれわれが日頃扱っている「税法」などでよく経験するところである。

わが全青税の組織構成は単一、その相互信頼関係も抜群、従って持つ規則は誠に単純明快、弾力的運用が可能で、外に誇つてよいものと感じていた。

それでも、規則とは関係なく状況は変化する。毎年、代議員総会のため改正案が提出されている通り、組織に適合した規則を維持してゆかなければならない。本年も全青税規約等をめぐって、当委員会では、

- (1) 団体の基準は現状のままでよい。
- (2) 個人加入会員の代議員選出基準は現状のままでよい。
- (3) 役員選任に関する規定の必要はない。

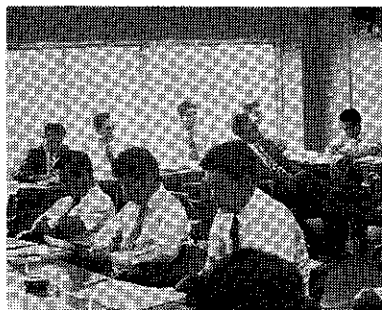
などを中心に審議が進められる予定である。その他、検討を要する部分があればご提示下さい。

× × ×

第一回理事会 開催される

新執行部における第一回理事会が、八月二日午後一時より、名古屋税理士会々館において、奥田副会長の司会で開催された。

初めに、特別委員会の委員選任の件について審議し、各委員長及び委員の選任を決定した。(委員名簿別掲)



第一回理事会風景

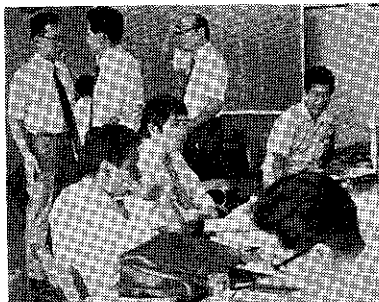
続いて、事業計画の具体的スケジュールの審議に入ったが、それに先だつて、各部別部会、及び各委員会別委員会を開催し、その後各部報告、各委員会報告を行い、それぞれのスケジュールは承認可決された。

次に、会場の声を反映・吸収す

るに必要な機関設置の件については、理事会の審議時間の制約から継続検討することで、今回は結論に至らなかった。

引き続き、第六回代議員総会の結果報告があり、承認を受けた。更に、商法問題に関する今後の方針について、熱心に討議を行ったが、今後、緊急事態発生の場合には、直ちに緊急理事会を開き、再討議することにて、今後の情勢を見守ることになった。

尚、第七回代議員総会は東京担当に決定し、八月十五日まで代議員推選の決定があった。最後に、第二回理事会は九月六日、東京税理士会々館にて開催することにて、第一回理事会は終了した。



各委員会別委員会風景

会員と執行部の

コミュニケーションはこれでよいか

—総合企画室の早急な設置を望むことから—

第六回定時代議員総会も終り、新執行部の誕生とともに各部、各委員会でそれぞれ積極的に事業活動に入る。

いまだ協働性の性格も強い全国青税連であるが全国各地に散在する個人会員を含めて一八〇〇名弱に伸長し、組織運営の有効適切な機能充実を望まれている。

各部、各委員会をスムーズに執行する執行機関たる理事会も報告検討会的性格を脱皮し、会員の増加とともに会員の望む方向、位置づけも真剣に検討する段階にきていると思う。

しからばその有効な発展をおもんばかつて組織論上思考するに、会員(個人会員、団体会員)と執行部とのコミュニケーションがとくに重要性をおびていると考える。

今回承認を受けた事業計画案の中にも(1)納税者の権利を擁護し、税理士制度の発展に全力を傾注し(2)会務運営を機能化して運動の拡大と充実を図る(3)日税連の民主的運営と建設的運動を促すため、積

極的な提言を行なう、(4)これらの目的達成するため、全国組織拡大に全力を挙げる。

これら(1)~(3)までの目的達成に全国組織拡大が重要であるとす

それではその重要な組織拡大をどのような活動と運動を通じて図るか、それが執行部が考えなければならぬ問題である。

その明解な解答が与えられていない。

会務運営の機能化、充実、迅速性を図る手段方法を講ずることは勿論必要不可欠の要因であるが、執行部と会員のコミュニケーションを組織運営上どう結びつけるかその原点到立ちかえって、その辺のことを考えてみることに重要な意味があり、意義がある。

まず会員とのコミュニケーション関係を重点活動に考えるべきでないかと思うが、いかがだろうか。すなわち会員一人一人に個人コミュニケーションをシステムの

実施する手段、方法としてマン・ツーマン方式をとることはどうだろうか。

ツイ・ウェイ・コミュニケーションを忠実に実行するということである。まず語る、聞くの対話システムを組織上考えることである。

(1)~(3)の各目的表現に全国組織拡大のために全力を挙げる文言は容易であるが機能上思考するにそれは会員との関連でどう対置して執行部が考えているのかともなる。

主張

そこで会員とのコミュニケーション関係でより重要な作用をつかさどるのは何か、それは組織部、広報である。その広報の対外、対内の重要性を認識するに全国各地に散在する会員のうちから、各県に2~3名の通信連絡員を配置、各地からの情報を的確にレポートし、その生きた会員の切実な問題等に対し適切迅速に組織上機能できる体制をつくる全国青税連であるべきだ。

いまその転換期にあると状況を判断するが、模索の段階からより発展性を志向するに、いまこそ会員と執行部とのコミュニケーション

ンシステムを真剣に考えるべきである。
会員の創意を吸収する機械的機関が必要である。

企画機関の早急な設置を望む

本年度の事業計画の重点基本方針において承認されているように本連盟の企画立案に資するために必要な機関の設置は、是非早急に望まれる。

当連盟の事業方針は、総会において決定されているのであるから執行部は、その方針に基づき、会務運営上の執行審議機関である理事会において、執行上の検討決定してゆけば、こと足りるものではないが、理事会は、残念ながら、且つ不本意ながら、必ずしも、その付託にこたえられる程に、万全な機能を、それ自体には現状では保持していないのである。

これは、単に理事会それ自体の本質的な欠陥によるものではないのであるが、理事会を構成する理事は、各部、各委員会に所属し、それぞれの各部、各委員会では、その事業計画に基づき、それぞれそのベストの方策を打出していることも当然のことであるから、他の部や委員会の問題に関しては、そ

全国青税連の企画、立案に資する必要常設機関を設置すべき以前の原点においてこの問題を会員全員が考えてみるべきである。

の所轄担当理事の意見を重しめることは、当然のことである。

もし、その決定方針に反対することがあれば、それは巨視的な問題が関連している場合が、その殆どであり、単に特定の部や委員会のみでは解決しない問題が絡んでいる場合であり、それらの問題が絡んでいると気付いた場合でも、その絡み具合を解明するには、非常に長時間の検討と、各部・各委員会の相互の調整が必要であり、時間上の制限のある理事会審議時間中には結論を出し得ない場合が多く、どうしても結論を出すとなれば次善の策以下の結論で收拾せざるを得ない。

従って、十分に理事会で討議を要する問題は、まず企画室にて、前もって討論を重ねておき、現在の組織上の調整の問題とか、将来の運営上の布石など、会長の諮問機関として十分に活用し、会長の執行方針への、効率的適確性を見出すべきであらうと思う。

組織発展強化への提言

広報部は、組織の発展強化は、執行部と会員が、常時、一本化し当面の諸問題に立ち向ってゆかなければ、到底達成できるものではないと考えている。

一般に、会報の主目的を、その発行機関たる執行部の伝達機関と解し、執行部自身への批判は筋違いであるとの考えもあるが、これは広報部の独自性と理事としての役割を同一視する見解より生じるものであり、広報部の本質的目的は、会員が真に懸念する事柄を、会員全体の問題として提起することにある。

広報部は、前述の目的より、当連盟の諸問題を会員の立場からライトを当てる企画を採り上げ、東京の村田昭会員に、執筆を依頼し以下に掲載する。

(広報部)

『署名運動は即刻中止して再検討せよ』

東京 村田 昭



◇会報第十九号の経緯◇

私 は全国青税連会報第十九号(昭和四十八年一月二十五日付)で広報部より依頼されて、前会長の

立場から「あえて苦言を呈す」真の発展を祈念してと題して、執行部に意見を申し述べた。今でこそ発表出来ることであるが、当時の押久保前広報部長のはかりしれない悩みは、当人でないと理解できないものであった。彼は広報部長という執行部の要職にあり、批判的意見を求めることには大いなる勇気がいったであらう。「このままの全国青税連では先細

りとなるであらう。何んとかして歯止めをかける必要がある。一般会員の声なき声を代弁する形で、あくまでも前会長の立場から一般会員を代表して書いてくれ。そして、泥をかぶる様なことがあるかもしれないが……。」との電話連絡を受けた時には、彼の並々ならぬ決意をひしひしと感じとったのであった。押久保前広報部長から云われるまでもなく、私も、数々の執行部の在り方について、好ましくない報告を受けていたし、「執行部は何を考えているのか、何をしようとしているのか。」と考えていたので、この際、はっきり具体例を上げて物申してみようと考えたのであった。それによって反省の色すらなければ、全国青税連の魅力は半減すると思った。

原稿を書く前に二、三の副会長、部長を含む執行部の役員に執筆するに当たって意見を求めてそれを参考にしたいのも事実であった。原稿を提出して、未だ広報部の常任編集委員会にかける前に、圧力的な言動があったこともある。「何か執行部批判みたいな原稿をかいたらしいな。君は前会長だし全国に居る個人加入会員には、影響も大きいだろうしその点はどう考えているのか、前会長が批判し

たらだめだ。」と、なかには、私の原稿を読んでもいないのに電話してくる状態であった。常任編集委員会では、掲載するか否かで議論が、たたかわされたそうで、反対論は、この原稿を発表すると、分裂するとの意見もあったらしい。結局は、会長、部長に一任となったが、広報部長からは「文言の修正をしてほしい。」との電話連絡があり、午前四時近くまでかかって、妥協するべき点は表現を弱めて訂正したが、あの原稿である。広報部長は「発行差止め」になる可能性も考慮して、最悪の場合には理事全員に広報部長の責任で配付しようとの決意から準備までした。彼は責任をとって辞任しようとの覚悟までしての、勇気ある行動であった事実は、手によるように判った。

彼にすれば後で聞いたことであるが、あの原稿を発表しなくて済むならば、それにこしたことはないと考えて執行部にアプローチしたとのことであった。会報の発送は総務部で行っていたが、前代未聞の珍事ともいふべき「二〇号」が先に配付され、商法改悪反対の決起大会が終了してから「十九号」が送られてきたのである。事務的なミスとのことらしいが、何

かしら後味の悪いものを残してしまつた。どこの世界に、前、後がさかさまになって発行される新聞があるだろうか。

一旦、掲載すると決定されたものを、もう一度やり直そうとした広報部の役員もいて、広報部長は各副部長と電話でその善処策を相談したことも事実であった。前向きな姿勢で再検討しようという考えでなく、ただあの原稿を掲載させまいとする動きに他ならない執行部権力のあらわれだと私は判断したのであった。

◇発行後の反省◇

発行後は、色んな反応があった「書いた方も勇気がいるが、広報部の勇気もたいしたものだ。」「あの内容が本当なら、大問題だ。」「署名運動と付加価値税については全く同意見だ。」「東南アジア旅行のパンフレットが送られてきた時に、一体何を執行部は考えているのかと思っていた。」「あの原稿をみて嬉しかった。」「商法改悪反対運動を本気になつてやる決意がないのだから。」「署名運動についての村田意見は理事会で死角であった。なるほどと思う」「署名運動は、全国で決定したのではなく、全国青税連か

ら要請されているにすぎない」等々の反応があり、広報部長にもこのことを報告したのである。その後、荻野前総務部長とも話しあつたが「村田論文に答える。」という形で回答を何んらかの形で出して收拾することになつてはいたが、とうとう何んの反応もなかつた。

ある地方の会員は「完全に無視されたのですよ。」と云つていたし、私自身も無視されたと判断している。執行部の中で、最大限の努力をしてくれた役員もいたが、「前向きな姿勢で対処する。」との言葉のみで、何んら具体策はでてこなかつたし、反論さえもなかつた。

◇あえてペン執つた理由◇

私は何故に、あの原稿を書いたかを付記しておく。

第五回定時代議員総会の大会宣言のトップに「商法改悪案の国会上程を阻止」を採択し、過去数年間にわたつて税理士法改正運動の前哨戦であるとの認識から、全力を上げて努力してきたし、その為にも会員を一名でもふやして、全国各地から参加している全国青税連に成長させて、日税連に少しでも我々の意見を反映させる為の力をつけることに集中したのであ

る。商法問題は、今年中に最終決着がつくだろうとは衆目のみるところであつたのであるから、極言すれば、全ての会務を執行部責任で束結してでも、全国青税連の全精力を商法改悪反対運動一本に向けるべきであつたのに、東南アジアの親睦旅行を企画して中止したり、付加価値税欧州視察団を全国青税連の旗の下に実行したり、署名運動を展開したり、一体、何を考へているのかと思われるような行事をやつた。

◇付加価値税問題の展開◇

付加価値税については、反対のための諸活動の具体的検討を行うことになつていたので、検討のワクをはみだして、全国青税連がその存在をにかけて、努力してきた最大の使命でもあり、最終決着の年に実行してしまつた。今もって理解できないのは、どんな理由で、あの時期を選んだのか判らないくらいだ。署名運動にしても、検討のワクをはみ出して実行してしまつた。議案書には「検討」ということになつてはいたのはなかつたのか。結局は、全国青税連の商法改悪に向ける組織的力を二分、三分してしまつたのである。

私に云わせれば、昨年、一五〇

万円もの資金カンパをし、全国の税理士会の会員に文書を送送して反対理由を訴へたのは、日税連の最高執行部が、やかもすると分裂する可能性にある傾向を全国の会員に訴へて、一般会員の世論の力でくい止めようとしたのである。今年、付加価値税欧州視察団の為に多額の経費が、例え自己負担があつたにせよ投入する位なら、何故、その資金を商法改悪反対運動に向けなかつたのかと云いた

◇商法改悪反対運動の展開◇

特に、今年度は、全国の税理士会の会員と日税連の最高執行部に対して強力な訴えかけを昨年以上強力に行うことがなければ、日税連の正副会長が割れることは予想できたのである。それこそ、全国青税連が街頭に出て、国民に向つて全国的規模で訴へる必要があつたであろう。そして、我々だけでも、最後の決起大会を行う必要もあつたであろう。私は、今まで述べた諸理由から、何んらかの形で、全会員に訴へる方法で、そして、責任をとるために特

に特許を掛けようと考えたのであつたが……。

ある役員が「全国青税連は正副会長の間で意思統一が出来ていないらしく、バラバラの感がある。このままでは、とてもじゃないが発展は望めない。マイナス面をこれ以上だしては存在そのものが疑われる。副会長同志で意見が対立しているのだから、理事会で、すつきりした形で審議できるものではない。最も重要な議題が、突然出されてくるのだから。」と話し

◇原点到立戻つて◇

私に再度、十九号に発表した原点到戻して、全国青税連の発展の為に一会員として、これから筆を進めていきたい。会報という会員意見の交流の場を通じて、意見の交換をし、全会員が全国青税連の存在価値を考へてもらいたいと思つている。全国青税連は特定の役員のみ所有物ではなく、会員の所有物なのである。会員の声が、どこにあるかを適確に把握してその声を具現化してこそ会員にこたへることになるのである。

組織の発展は一時、停滞することはあつても逆行させてはならない。一年一年、少しずつでも、進

歩してこそ意味があるのである。我々の環境は超スピードで悪化しているのは現実だし、それに見合うだけの組織の力をつける努力をし、全国的次元で全てを判断して言動することこそ先決である。

◇組織の実効性◇

組織で行動するには最大効果をねらうべきである。時々集つて協議したり、人の意見をただ聞くだけでは意味がない。如何にして具体化していくのかを考へるべきである。

まず、署名運動についてふれよう。議員立法に関する署名運動は今年も続行されることになつた。一月三十一日締切としていたのを、引き延ばしに延ばして、とうとう一回も執行部から中間報告なしに、総会の議案書に実績報告として発表されている。この中には、鹿児島や埼玉は問題があるという事で本部に提出されてい

前総務部長は「私はただ預っているだけだから……。」と話しておきながら、新会長に就任しても今もって何んの連絡もない。それはそれとして、一月三十一日の切日を、どんな理由で何回も何回も延期したのか、その理由も発表されていないし、その間、日税連にどんなアプローチをしたのか、その具体的説明もしていない。

一月三十一日の締切に間に合うように懸命に努力した青税連の会員に何んと弁解するのか、それ以上に問題なのは、青税連会員外にまで署名をお願いしておきながら、何んの事後的説明もないのは無責任すぎる。署名をお願いして一般会員にまで呼びかけて書いてもらった青税連の会員は、説明するのに苦慮することだろう。

第一、総会で発表された実績の数字は対外的にはマイナスの効果果しかなかったと思う。青税連の会員でさえも半数も集まっていないうことを、公表してしまつたのだから、全国青税連が、如何に力がないかを公表したことになる。私は執行部の努力不足を評価している。この現実、青税連の会員の意識が低いことを物語っているのではなく、執行部の怠慢を物語っているのであるが対外的には、「

青税連でさえも議員立法に賛成している会員が非常に少ないではないか」と受けとられても仕方あるまい。総会の議案書の三〇頁の八行目に「さらに一般会員の法改正運動に対する意識の高まりもみられない情勢に対処するため、法改正運動も具体的に開始するよう署名運動をおこなした。この運動を通じて会員の参加意識を喚起し、強力な原動力にまで止揚して、日税連がすみやかに実践的運動をおしすすめるよう要求するのが目的である。」と述べてある。ところが「税理士法改正運動の現況」なる文書には、一言も、一般会員の法改正への低意識に対処することは述べられていない。ある役員に問うたところ、「会員の意識を署名運動を通じて高揚させるのだ。」と耳にしたことがあるが私に云わせると、会員を馬鹿にした発言であると思う。一般会員とは青税連の会員以外の各税理士会の会員のことであろうが、青税連の会員でさえも半数にも、満たない署名簿しか集っていないではないか。それも延ばしに延ばしての結果だ。何が一般会員に法改正運動に対する意識の高まりもみられないとは、思いあがりの発想でしかない。

一片の紙切れを送りつけるだけで、意識を高めようと思つているのだろうか。それならもっと別の方法を考えるべきだ。二万有余の税理士が強い法改正への熱望があるからこそ、「基本要綱」が日税連段階でまとめたものではないだろうか。一般会員の意識がないということが正ならば、どうして全国青税連の最高執行部の役員が全国の税理士を訪問して口頭で訴えつつ対話をしながら実行しないのか。ただの紙片一つを送って署名してくれただけで一般会員の意識を高揚できるのであろうか。今回の発表をみて、青税連の会員でさえも、あの程度ではないかという評価を下されても仕方あるまいがこの数字だけで、低意識だとは思わないし、青税連に入会していること、それ自身が一刻も早く法改正を実現したいという意識の表明なのだ。

「私」は会報十九号で述べたようにに即ち「私は、現在、考えられて実施されている署名運動の方法をとるのには反対であるし、まかりまちがえば全国青税連にとってマイナスとなる可能性すらあるのではなかるうか。」に述べた。

「本」来ならば、一月三十一日付で切ることが出来ない理由があつたならば、中間発表をし、その理由を説明するのが、執行部の誠意でもあるし、当然の責任でもある。今夏、地方を廻つてみたが「例の署名簿を出したが、その後どうなっているのですか。執行部からは、何の反応もないが、ここまで遅れてしまつたら、意味がないのではないか。」と耳にした。その間、日税連に署名運動をバックにして如何なる具体的アプローチをしたのか皆目、判らないし、聞くところによれば、一月二十六日の日税連幹部との懇談会の席上署名運動をバックにしての議員立法の強力な要請など一ことも出なかつたとのことだ。「現況」なる文書には「日税連が議員立法を強力におしすすめるよう要求し、この署名運動を行なうもの」と公言しているのに、執行部が予定している実績数が達成されるまでは、何も日税連に要求しないのか。日税連を動かさそうとするならば、二万有余の過半数以上は絶対的必要条件である。執行部はどんな努力をし、今後どんな努力をするのかと問いたい。

「執行部が予定している実績数字が集つたとしても、ただ単に、日税連会長に提出するだけでは、何んの意味もない。日税連を動かすことと署名簿を提出することとは一致しないのである。私見ではあるが会報十九号にも書いた様に、そもそも署名運動は組織のない人々が個々の意思を集約して目的達成の手段とすることであるし、署名簿を一定数まで集めることを目的とした署名運動とは本質的に異なる。我々は税理士法改正を我々の理想像まで達成させるまで運動しなければならぬからこそ全国青税連の今日的意義があるし、全国青税連の存在をより強化することこそが、法改正への近道と判断し、各種の会務をその時代にマッチした方法で行つてきたのではないのか。その為にも、組織拡大には全力を投入したし、団体結成への努力もした。こういう運動は何を目的にしていたかと云うと、日税連への発言力を強めそれが法改正への近道と判断してのことであつたのだ。いくら調子のよいことを口にしても、口にすただけなら意味がない。

「政府提案では話しにならないので議員立法による法改正を日税連に要求することであるが、議員立法といっても「議員提案」では意味がないし、現下の自民党政治の現実を考えた場合、議員提案による立法化は結局は自民党議

すことと署名簿を提出することとは一致しないのである。私見ではあるが会報十九号にも書いた様に、そもそも署名運動は組織のない人々が個々の意思を集約して目的達成の手段とすることであるし、署名簿を一定数まで集めることを目的とした署名運動とは本質的に異なる。我々は税理士法改正を我々の理想像まで達成させるまで運動しなければならぬからこそ全国青税連の今日的意義があるし、全国青税連の存在をより強化することこそが、法改正への近道と判断し、各種の会務をその時代にマッチした方法で行つてきたのではないのか。その為にも、組織拡大には全力を投入したし、団体結成への努力もした。こういう運動は何を目的にしていたかと云うと、日税連への発言力を強めそれが法改正への近道と判断してのことであつたのだ。いくら調子のよいことを口にしても、口にすただけなら意味がない。

「政府提案では話しにならないので議員立法による法改正を日税連に要求することであるが、議員立法といっても「議員提案」では意味がないし、現下の自民党政治の現実を考えた場合、議員提案による立法化は結局は自民党議

すことと署名簿を提出することとは一致しないのである。私見ではあるが会報十九号にも書いた様に、そもそも署名運動は組織のない人々が個々の意思を集約して目的達成の手段とすることであるし、署名簿を一定数まで集めることを目的とした署名運動とは本質的に異なる。我々は税理士法改正を我々の理想像まで達成させるまで運動しなければならぬからこそ全国青税連の今日的意義があるし、全国青税連の存在をより強化することこそが、法改正への近道と判断し、各種の会務をその時代にマッチした方法で行つてきたのではないのか。その為にも、組織拡大には全力を投入したし、団体結成への努力もした。こういう運動は何を目的にしていたかと云うと、日税連への発言力を強めそれが法改正への近道と判断してのことであつたのだ。いくら調子のよいことを口にしても、口にすただけなら意味がない。

「政府提案では話しにならないので議員立法による法改正を日税連に要求することであるが、議員立法といっても「議員提案」では意味がないし、現下の自民党政治の現実を考えた場合、議員提案による立法化は結局は自民党議

すことと署名簿を提出することとは一致しないのである。私見ではあるが会報十九号にも書いた様に、そもそも署名運動は組織のない人々が個々の意思を集約して目的達成の手段とすることであるし、署名簿を一定数まで集めることを目的とした署名運動とは本質的に異なる。我々は税理士法改正を我々の理想像まで達成させるまで運動しなければならぬからこそ全国青税連の今日的意義があるし、全国青税連の存在をより強化することこそが、法改正への近道と判断し、各種の会務をその時代にマッチした方法で行つてきたのではないのか。その為にも、組織拡大には全力を投入したし、団体結成への努力もした。こういう運動は何を目的にしていたかと云うと、日税連への発言力を強めそれが法改正への近道と判断してのことであつたのだ。いくら調子のよいことを口にしても、口にすただけなら意味がない。

すことと署名簿を提出することとは一致しないのである。私見ではあるが会報十九号にも書いた様に、そもそも署名運動は組織のない人々が個々の意思を集約して目的達成の手段とすることであるし、署名簿を一定数まで集めることを目的とした署名運動とは本質的に異なる。我々は税理士法改正を我々の理想像まで達成させるまで運動しなければならぬからこそ全国青税連の今日的意義があるし、全国青税連の存在をより強化することこそが、法改正への近道と判断し、各種の会務をその時代にマッチした方法で行つてきたのではないのか。その為にも、組織拡大には全力を投入したし、団体結成への努力もした。こういう運動は何を目的にしていたかと云うと、日税連への発言力を強めそれが法改正への近道と判断してのことであつたのだ。いくら調子のよいことを口にしても、口にすただけなら意味がない。

員の動向如何が議員立法化には大きく左右する。ということは、政府提案と本質的には同じことになる。現実から浮き上った机上の空論になってしまふ。議員立法を叫ぶならば、議員立法を行うにあつての具体的方策を現実の政治体制を充分前提においた方法論を提案しつつ日税連にアプローチしなければ、とてもじゃないが日税連を前向きに動かすだけの力とはならない。それ故に執行部が本気になって考えているのなら議員立法化への総合的具体的プランを慎重に検討して会員にも日税連にも提案するべきである。

特定の職業立法を二〇億の資金さえ集めれば達成出来るのではないかと考えているとしたら、幼稚な思考である。特に添田日税連会長の誕生により現実の問題が新しく発生したことは、全国青税連の立場から判断した場合、添田日税連体制に全国青税連の意向をアプローチすることだけでも大変な努力がいるだろう。一体、どんな考えで、添田会長を説得し議員立法化へ動かそうとしているのか、その具体的方策を知りたいものだ。署名運動の最終目的よりも「実行すること自体」に意義がある

と、ある役員から聞いたことがあるがこの考えは弁解にすぎないし会員はついてくるわけではない。

全 国青税連が企画して実行している署名運動が完遂しない間は税理士法改正の要望を日税連に迫ってみても説得力がないばかりか日税連から「青税の会員以外にまで呼びかけていた署名運動は、その後どうなっているのか。議員立法の具体的方策があるのか。議員立法で改正せよ」という会員は何名いるのか。少なくとも、過半数ぐらゐ集めて持つてこい。」と反論されたら、何んと答えるつもりなのか。

私見であるが、今年度は商法問題も、一応收拾されたし、全国青税連が為さなければならぬ大きな目的は、①日税連の改革運動と②法改正運動に分けられると思うから本気になって署名運動を行う決心を執行部がしているのならそれなりの執行部体制を強化して、二万余の全会員を訪問する位の覚悟をし猛運動を展開してこそ実効は上るといふもの。うち出した運動であるし、引っこめることは出来ないといふならその位の覚悟をするべきである。その前に、全国青税連で「議員立法化推進の為の総合的具體策」を慎重

に検討して、その結果を全国の会員に訴えて運動するべきである。それには青税連の会員全てが、この運動展開に参加して動けるような準備体制をまず確立することも先決である。その為には、現在行なわれている一片の紙切れを送って、ただ書いてもらうという消極的な運動は中止して、この時期に再検討するべきと思つてゐる。

今、までの運動をただ漠然と行つていたら、全国青税連は大きなジレンマに足をつつ込み、首をしめることになる。何事につけて、やるならやるで本気で対処するべきで思い付きの発想では失敗に終るし、一つの失敗が組織の低評価につながる。このままでは、今後、全国青税連が税理士法改正を叫ぶときに、署名運動の実績がマイナス的作用をするだろう。

そこで提案であるが、中止することが不可能ならば、この辺で一旦再検討する為に中断してみよう。「議員立法化推進のための総合的具體策」を検討してみてもどうか。

期限切れの署名運動を続行してみても色あせたものになるだろうし、執行部はその收拾に苦惱するだけである。今まで集めたものは

執行部あづかりの形にして、会員にも説明したらどうか。

◇総合企画室の設置を◇

私 は荻野会長が就任する前に重点基本方針の原案をもつて相談にきた時に「来期は再建執行部をつくる必要がある。署名運動は今期限りで打切らないと收拾つかなくなる。」と話し、「総合企画室」を会長の公的・継続的諮問機関として設置して、理事会にかける前に、執行部として提案したいことを総合的に検討するべきであると提言し、彼も賛成していたのであったが、理事会では別の形で提案されたそつで、びっくりしたことであった。

今 からでも「総合企画室」を設置して、まずこの署名運動を再検討してみたらどうであらうか。

—八月二十五日記—
(次号につづく)

第二回理事会
開催される

九月六日、東京税理士会館において、午後一時三〇分より、第二回理事会が、金子秀夫副会長の司会により開催された。

議題は最初、商法対策について商対委員長湖東君より説明があった後、平山君より国民大会についての説明があり、日税連や国民大会参加形態について審議が進められた。



(写真・第二回理事会風景)

続いて、司会を大西耕三郎副会長に引継ぎ、各部・各委員会報告を行い、各部の活動状況や、今後の予定について検討を加えた。

最後に、組織拡大の状況報告について、会長より、現在の組織拡大について、各地の動きなど説明があり、雨一時中断の東京での理事会は終了した。

尚、第三回理事会は十一月十七日に開催の予定である。

新執行部・組織拡大に努力

定時代議員総会も終わり、新執行部がスタートしたが、事業計画では前年度に引継ぎ組織拡大を重点方針の一として掲げ、会員の増加と組織強化に積極的に取り組むこととしている。

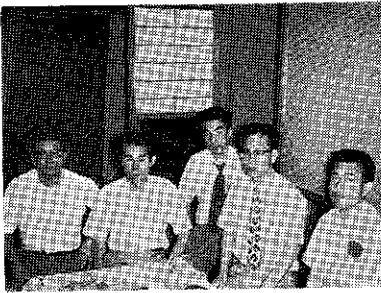
八月二日の第一回理事会で、組織拡大推進委員会の委員も決まり本格的に活動を開始した。

八月中旬に、岩手県・青森県・熊本県などを訪問することとして、各地の会員と連絡をとり、その実現を計った。

(岩手県)

荻野会長・唐木田総務部長

八月十七日盛岡市の西川事務所にて、全青税へ加入した新入会員との懇談会を開催した。



写真・岩手県懇談会風景

岩手県は最近、全青税への加入者が激増しており、新年度に入ってからすでに十名の加入者があり、当日の集計で二十三名となり団体加入要件を満たすこととなった。あとは団体加入のためのクラブ結成や規約の作成を残すのみとなり、東北地方での全青税活動の将来は極めて期待が大きくなった。

懇談会は、西川副会長を座長として進められ、友好裡に深夜にまで熱心に話し合いが行われた。制度問題・税法・コンピュータ業務改善問題など相互に意見の交換を行い、理解を深め合うことができた。

(青森県)

長・唐木田総務部長



写真・青森県懇談会風景

岩手県の懇談会の翌日、青森県を訪問することとなった。

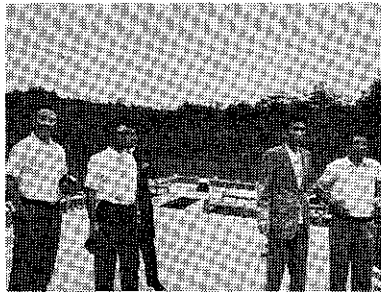
盛岡から青森までは二時間二十分位で午後四時三十分ごろ青森駅へ着く。折りからの降雨のため、タクシー乗場も満員、バス停も屋根がないため奈良長会員にSOSの電話をしたところ、心よく駅まで呼びにきてくれてホテル青森へ直行する。

六時頃より市内の割烹荒染にて懇談会開催。

青森の全青税会員六人が全員出席。十人位の増強は可能との事で岩手・青森と東北地方に強力な組織がつくられていく。

懇談会では、制度・税法・コンピュータ・業務改善問題に意見の交換を行なった。

とくに制度問題では、情報が不足しているので、連盟本部よりの



写真・青森県にて

速報を求むとの事であった。

(熊本県) 平山東京青税連会長

八月十七日熊本市の郵便貯金会館にて、懇談会を開催した。

当日は、会員三名、未入会員三名計六名が集まり、午後六時より九時まで熱心に話し合いが行われた。商法・税理士法・付加価値税・組織拡大などを関心が強く、とくに商法問題では、付則による修正案に強い不満を示し、今後とも

反対運動を展開して欲しい旨の要望がなされた。

組織拡大では、十一月団体加入を目標に六名の会員から、二十名まで増強したいとの事で、鹿児島青税に続いて、熊本青年税理士クラブの結成へ向うこととなった。

付加価値税の報告書は、全員が購入し、他の会員にも積極的にPRし、報告書の売却を通じて、付加価値税に対する認識を深めていくことになった。

鹿児島青税の近況報告

鹿児島青年税理士会では八月の例会を八月十日(金)午後一時より鹿児島県産業会館にある県支部税理士会館で開催した。

当日は、全国青税連の元会長であり当会の会員でもある村田昭君も出席して長時間にわたって話し合いが進められた。

まず、宇田会長の挨拶があり、全国青税連の代議員総会の報告、コンピュータ導入に関する報告があり、次いで、村田昭君を囲んでの話しあいに入った。

村田昭君は「全国青税連のこの一年間の様子を見てみると、一体何を考え、何をしようとしているのか理解に苦しんだので、会報第

十九号で前会長としての立場から意見を申し述べたが、無視されてしまった。特に、税理士法改正に関する署名運動は何んの意味もないし中止するべきであるのに、今年度も続行されるとのことである。鹿児島青年税理士会を代表して、荻野君に二回も当会の会長預りとするので返してもらいたいと申し入れたが八月一日現在、まだ返却されていない。こともあろうに、総会の席上でも、何んの断りもなく発表してしまつた。鹿児島会員の声を、無視するような執行部でよいものだろうか。

私はこの一年、もう一度、会報十九号に書いた時点に戻して、ど

しどし勇氣をもつて意見を執行部に申し伝える決心をした。全委員の目にふれる為にも原稿を発表し執行部の反論をうけて再び議論を展開し、全委員の判断を待ちたい。

次に、商法改悪反対運動については、少なくとも日税連会長の裁断が下つた以上は、最小限度の規律として、それに従うのが常識であり、分派行動を組織してやるべきではない。過去において七人の連判状事件を我々は分派と批判したことがあるが、舌の根もかわらない内に、今度は、自分達が分派行動をするようでは、何をか云わんやである。何故、三月中旬から日税連の会長の裁断が下るまで

の間強力な廃案運動をしなかったのか。日税連の最高執行部が二つに割れることは判りきつていたのに、全国青税連として手をうたなかったのかと声を大にして云いたい。去年度は、商法一本に全精力を投入してこそ、長い間、商法改悪反対運動を行なってきた意味もあつたのではなからうか。全ての会務を凍結してでも商法改悪反対運動を行つてこそ全国青税連の存在価値もあつたのである。」と述べた。

例会の席上、全国青税連に加入していくか否かについては、次の総会まで持ちこしとなり、署名運動については、全く意味がないことであるとの結論に達した。

税界ニユリス・紹介・案内

報告書紹介

ヨーロッパ付加価値税視察団
報告書

全国青年税理士連盟
全国婦人税理士連盟 共著

本年三月全国青年税理士連盟と全国婦人税理士連盟との共催で行われた「ヨーロッパ付加価値税視察団」は帰国後直ちに報告書を作成し、ここに一冊の本にまとめ

した。
内容は一問一答式に記述し、付加価値税がどんな影響をもたらすか、各国毎に国民性に準じたものとなっている。

目で見ても、耳で聞いた話、足で歩いて探した事実の報告書である。付加価値税に関心のある方、税理士の将来に関心のある方はぜひ一読して下さい。
申込先

東京都中野区東中野一〜49〜4
岩田克夫事務所 都ビル
TEL 〇三―三六三―四三〇六
価格 一、〇〇〇円

日本税研紹介

日本税研は昭和四十八年六月二十五日に東京に於て創立総会を開催して東京・神奈川・埼玉・長野の有志が参集して結成され、当日発表された「綱領」と「規約」によれば、我國の税制や税務行政全般に關して中小企業納税者の切実で具体的な声を政界人や官界人との研究協議と日常的に行いつつ、提言しようとするもので、特定の主義や主張をもたず、純粋性を堅持して運営しようとするものである。

納税者のためになる仕事をすることは当然であるが、もっと広い範囲の納税者から、別の表現をすれば、税理士に依頼してはいない大多数の納税者から支持されなければ税理士の社会的存在価値は芽ばえてこないと思う。

我々税理士が形式的な言葉だけでク国民のためとかク納税者のためとか云つても、訴える力とはならないし、納税者の世論をバックにした社会的な税理士制度とはならないであらう。

日本税研ではク納税者のためクになる一連の運動を日常的に実行しようとするもので、会務運営の全てを納税者のためになるか否かを判断基準として綱領にある如く税理士が他のどんな職業に比較してみても一番、納税者の苦しみや声を肌で知っているのだから、納税者に代つて政界人などに提言していくこととするものである。

日本税研では、納税者の協力を得るために会員となつて戴き全面的な支援を求める考えである。

副会員構成は、正会員・準会員・賛助会員の三種であり、正会員は税理士会の会員であるが、準会員と賛助会員は広く門戸を納税者に向けている。」と話していた。

日本税研では現在まで役員会を

二回開催して今後の長期構想を決定し最近では村田会長が鹿児島市と福岡市を訪問し、団体の目的や性格についての説明を行った。そして代表運営委員会が設置され、通常の会務運営に機動性をもたせるために第一回の委員会が開られたことである。

現在までのところ各政党人からの反応もあるし、なかには、わざわざ「納税者の声を知らせてほしい」との手紙を書いた政界人もあるとのことであるし、ある納税者は入会すると税務相談にのつてもらえるのかと云う問い合わせもきているとか。正会員の顧問先納税者も、ぞくぞく入会しているが、なかには、知人にも入会を呼びかけてやるのでクしおりクを求めてくる納税者もいるらしい。

税理士会の会員の反応としてはもっと積極的にPRをするべきであるとの声もあり、近い内に、日本税研の「機関紙」を発行してPRを行うようである。

日本税研への問い合わせ先
〒一五二 東京都目黒区碑文谷
一―一九―一十三
日本税制研究協議会
電話東京(七二六) 五三八二
七五六三

全国青年税理士連盟規約

第一条

本会は全国青年税理士連盟と称する。

第二条

本会の目的は、下記の通りとする。

- 一、税理士制度の発展強化
- 一、会員相互の研修及び親睦
- 一、会員相互の連絡、提携及び資料交換

第三条

本会は、各地の青年税理士の団体及び個人をもって組織する。

2 前項の団体は会員数二十名以上とする。

第四条

本会の事務所は会長がこれを定める。

第五条

本会に次の役員を置く。

- 一、会長 一名
- 一、副会長 若干名
- 一、理事 百名以内

第六条

会長は、本会を代表し会務を総括する。副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは副会長の互選

によって会長の職務を行なう者を定める。

第七条

本会に会計監事五名以内を置く。会計監事は会計を監査し代議員総会に報告する。

第八条

本会の役員及び会計監事は代議員総会において選任し、任期は、翌期定時代議員総会の日までとし再選を妨げない。

但し、補欠選任者は前任者の残任期間とする。

第九条

本会の会議は定時代議員総会、臨時代議員総会、理事会とする。会議の招集は会長が行なう。

理事会は役員をもって構成する

定時代議員総会は毎事業年度終了後二ヶ月以内に招集し、臨時代議員総会は会長が必要ありと認めるとき又は代議員の三分の一以上の者が会議の目的たる事項を示して請求したときにはこれを招集しなければならない。

第十条

代議員総会は本会運営に関する事項を決議し、理事は代議員総会の決議に基づき会務を執行する。

代議員の選出方法は別に定めるところによる。

第十二条

会議はすべて出席者の過半数をもって決する。委任状はこれを認めない。

第十三条

本会が必要に応じ部会及び委員会を設けることができる。

第十四条

本会の事業年度は毎年六月一日に始まり翌年五月三十一日までとする。

第十五条

本会の経費は会費、寄付金、その他の収入をもって支弁する。

第十六条

前条の会費は、一名につき月額一五〇円とする。

第十七条

本会の規約の改正については理事会が発議し代議員総会の議を経て行なう。

(附則)

1、改正後第一回の事業年度(改正事業年度)は昭和48年7月1日に始まり昭和49年5月31日までとする。

2、改正事業年度の会費は第十六

条中月額一五〇円を、年額(事業年度会費)一、八〇〇円とする。但し、中途入会の個人会員は月額一五〇円の割にて入会の月より会費を徴収する。

代議員選任規程

第一条(選任の対象)

本会の代議員は会員の中から選任する。

第二条(選任の方法及びその数)

1 各団体における会員の互選により選任するものとし、その数は各団体の定数三名と更に会員数十五名につき一名とする。

但し個人加入会員については十名につき一名とする。

2 会員の数は毎事業年度末の員数を基準として定時代議員総会終了の日から一ヶ月以内に選任するものとする。

第三条(任期)

代議員の任期は次期代議員選任の日までとする。

但し欠員補充のため選任された者については、前任者の残任期間とする。

第四条(補充)

代議員の欠員については、三ヶ月以内にこれを補充しなければならない。

編集後記

新広報部における第一回目の会報を発行するに至りました。

前広報部同様に、広報部の独自性を貫き、執行部と会員の連絡管となり、組織の強化に役立ちたいと思ひます。

その為には、執行部の方針を全力を尽して報道することは勿論、会員の声を適確に採り上げ、組織の内外に存する問題の解決方法を会員全員が共に考えるようにしてゆきたいと思ひます。

尚、吉原・押久保・金子・渡辺村田・唐木田(以上東京)、稲垣・中尾(以上神奈川)、大室(埼玉)の方々には広報部の下に、編集常任委員として実務的なご協力をお願いすることになりました。会員の皆様の今後のご協力をお願い致します。

全国青年税理士連盟

東京都荒川区南千住
5-25-14
電話 03(803)2-3228
事務所内
理事 荻野弘康
事務局長 荻野弘康
副会長 荻野弘康
会長 荻野弘康
編集人 荻野弘康
印刷所 日本経理